



おりお安心ネット通信

折尾警察署

093(691)0110



～地域との協働による犯罪・事故の起きにくい社会つくり～令和6年第10号

自転車の交通ルール

～信号機～



福岡県警察本部
交通企画課

自転車は自動車と同じ「車両」ですので、信号を守る義務があります。

信号無視は交通違反となるだけでなく、交通事故に直結する危険な行為ですので、絶対にやめましょう！

1 信号を守る義務（道路交通法第7条）

自転車が含まれます

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号
又は警察官等の手信号等に従わなければならない。



【罰則】

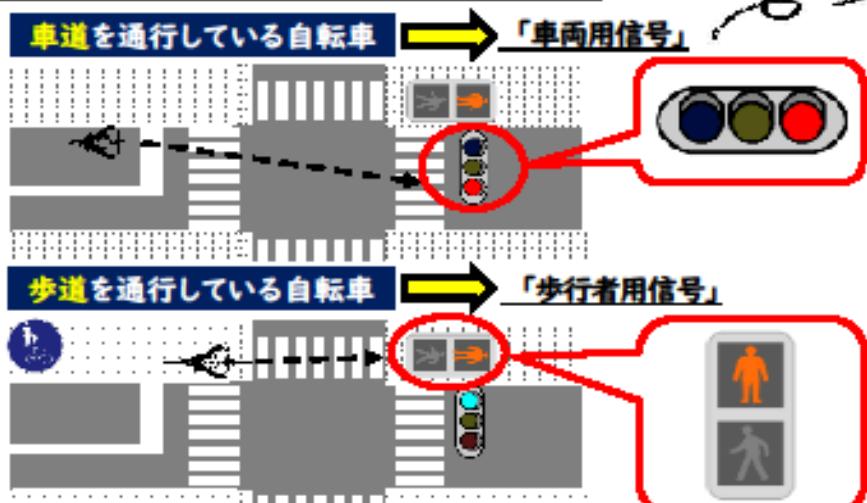
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（過失の場合10万円以下の罰金）

周囲の迷惑！

2 自転車*が従うべき信号

* 本資料では「普通自転車」に関する交通ルールを説明します。

① 「車両用信号機」と「歩行者用信号機」がある場合



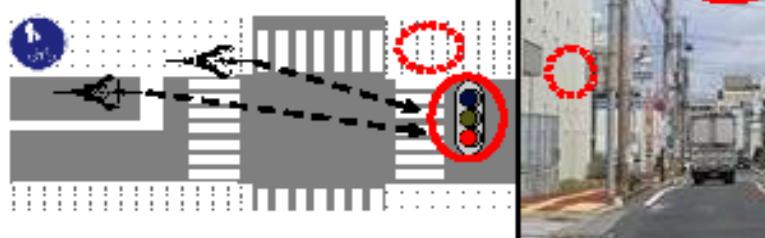
ただし…

歩行者用信号機に
「歩行者・自転車専用」の
補助標識がある場合



車道通行の自転車も
「歩行者用信号」に従う

② 「車両用信号機」のみの場合



- 車道通行の自転車
- 歩道通行の自転車

いずれも「車両用信号」に従う

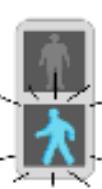


3 信号交差点を横断する際の交通ルール

歩行者用信号機の
「青色」が点滅したとき



横断を始めてはいけません！
次の青信号を待ちましょう！



歩行者の通行を妨害
するおそれがあるとき



乗ったまま横断できません！
押して歩いたり、歩行者の通過を
待ったりして歩行者を優先しましょう！



※「歩行者・自転車専用」の補助標識がある場合

車道等を通行の際、点滅に変わったときに停止位置に近づいていて
安全に停止することができない場合は、そのまま進行することができます。